

角川日本文化図書資料館 利用規約

第1条

角川日本文化図書資料館(以下「図書館」という)を利用する者は、以下に限られる。

- (1)日本文化に関する研究者及びそれに準じる者
- (2)角川文化振興財団の役職員及び KADOKAWA グループ企業の役職員
- (3)その他特に館長が許可した者

第2条

図書館を利用する者は、本人およびその住所を確認できる証書(パスポート、免許証、職員・社員・学生証等)を提示し、申請書に記入のうえ所定の手続きをしなければならない。

第3条

図書館は次の日を除き毎日開館する。

- (1)土・日曜日
- (2)国民の祝日
- (3)財団の休日およびその他特に館長が必要と認めた日

第4条

図書館の開館時間は、午前10時30分から、午後5時30分までとする。

第5条

入館するときは、申請書に記入のうえ所定の手続きをしなければならない。

第6条

一時に閲覧することができる図書の数、5冊以内を原則とする。

第7条

図書の閲覧は閲覧室において行い、閲覧中の図書は室外に持ち出してはならない。

第8条

図書の紛失、汚損、あるいは落丁、その他を発見したときは、直ちに係員に届け出なければならない。

第9条

図書の貸出しは原則として行わない。ただし、以下の者については、館長がその必要を認めた場合に限り、図書の帯出を許可することがある。

- (1)角川文化振興財団の役職員及び KADOKAWA グループ企業の役職員
- (2)その他特に館長が許可した者

第10条

図書を帯出するときは、所定の手続きによって館長の許可を得なければならない。

第11条

帯出できる図書の数及び期間は、5冊まで、2週間以内とする。ただし本館の必要により、期間中といえども返却を求められることがある。前項の制限冊数を超えて帯出すること、あるいは、期間を越えて引続き帯出すること等は、いずれも、事前の所定の手続きによる館長の許可なしには行うことができない。

第12条

図書を帯出中、図書館から特に返却を求められたときは、前条の規程にかかわらず直ちにこれを返却しなければならない。

第13条

帯出図書はいずれも、他人に又貸しする等、許可された者以外の使用に供してはならない。

第14条

第9条第1号から第2号にあたる者が、その身分を失ったとき、あるいは、館長の許可を取り消されたときは、直ちに帯出図書の全部を返却しなければならない。

第15条

図書館は閉架式であるが、特に書庫に入り図書を検索できる者は、次のとおりとする。

- (1)角川文化振興財団の役職員及び KADOKAWA グループ企業の役職員
- (2)その他特に館長が許可した者

第16条

入館する者は、所定の手続きをして、書庫内には筆記用具、ノートその他必要品以外のものを携帯してはならない。

第17条

図書館利用者は、常にその資格を証するものを携帯し、館員の要求に応じてこれを示さなければならない。

第18条

図書館利用者は、次のことをしてはならない。

- (1)図書館内で音読、談話、飲食、喫煙などをすること
- (2)同じく会合あるいは集合すること
- (3)その他、他の利用者に迷惑をかけること

第19条

図書館の図書を紛失、切り取りあるいは汚損した者又は設備に損害を加えた者にたいしては弁償を求めるほか、その後の利用を禁止する。

第20条

本規定に従わない者にたいしては、直ちに退館を求め、利用を停止又は禁止することがある。

第21条

図書を帯出し期限までに返却しない場合には、その旨を通達し、なお理由なく返却しない者に対しては、一定期間利用を停止する。

付則

1. この規程は、1991(平成3)年1月10日から施行する。
2. この規程は、2000(平成12)年10月1日で改訂する。
3. この規程は、2010(平成22)年8月1日で改訂する。
4. この規定は、2022(令和4)年2月1日で改訂する。